

ヤングケアラー支援に向けた本県の取組について

令和3年6月2日
家庭支援課

1 相談窓口の設置

ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、それらの方々に必要な支援に繋げることにより、ヤングケアラーの負担軽減とサポート体制の強化を図るため、令和3年4月1日に相談窓口を設置した。

〔東部〕福祉相談センター（鳥取市江津318-1 電話：0857-29-5460）

〔中部〕倉吉児童相談所（倉吉市宮川町二丁目36 電話：0858-22-4152）

〔西部〕米子児童相談所（米子市博労町四丁目50 電話：0859-33-2020）

※午前8時30分～午後5時（月～金、祝日を除く）

2 実態調査

中・高校生のみならず、小学生や青年層においてもヤングケアラーの実態を把握するため、本県の青少年育成意識調査を活用して実施する。

- ・実施時期 令和3年7月
- ・主な調査項目 （ヤング）ケアラーへの該当、ケアによる影響、希望するサポート、ケアの状況等
- ・対象者 小5・中2・高2（各400名）及び29歳以下の青年層（1,700名）

3 ヤングケアラー対策会議の設置

ヤングケアラー対策を検討するため、会議を設置する。

- ・会議開催 令和3年6月中（第1回） ※年間4回開催予定

- ・委員（調整中）

学識経験者、市町村、教育委員会、学校（校長会）、介護支援専門員（鳥取県介護支援専門員連絡協議会）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等

- ・主な論点（調整中）

- 適切な支援に繋げるための早期発見・把握
- 孤立しやすいヤングケアラーの支援（子どもであることを踏まえた支援）
- ヤングケアラーの社会的認知度を高める取組の促進

4 その他（以下の取組について、準備の整ったものから随時実施）

- ・リーフレット等の啓発物品の作成

リーフレットや学校・図書館など子どもの利用施設に掲示するポスターを作成し、子どもに対して、ヤングケアラーであることの気づきや相談を促す。

- ・研修会の開催

ヤングケアラーの支援者となる市町村、学校関係者、児童相談所、医療機関、介護・障がい福祉サービス事業者等の職員を対象に、対応力向上のための研修会を開催する。

<参考1>「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(R3.4公表、厚生労働省)

⇒R2.12～R3.1にかけて無作為抽出した公立中学754校と全日制高校249校の2年生を対象に実施。

回答数は、中学生5,558人、高校生7,407人。

- ① 世話をしている家族が「いる」のは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%
- ② ヤングケアラーと「自覚している」のは約2%、「わからない」が1～2割程度
- ③ ヤングケアラーを「聞いたことがない」の回答は、8割を超えた。
- ④ 世話の頻度は「ほぼ毎日」が3～6割程度。
- ⑤ 1日あたり世話に費やす平均時間は「3時間未満」が多いが「7時間以上」も1割程度いる。

＜参考2＞「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ報告」
(R3.5 公表、厚生労働省・文部科学省)

⇒「ヤングケアラー」を巡って厚生労働、文部科学両省の共同プロジェクトチームが支援策などをまとめた報告書が公表された。政府としては「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）にヤングケアラー支援の強化を盛り込み、来年度からの本格実施を目指す予定。

【とりまとめの概要】

①早期発見

- ・自治体による地方の実態調査を推進
- ・学校、医療機関、福祉事業者、子ども食堂などでケアラーを把握

②ケアラー支援

- ・オンラインサロン、SNSを使った相談を行う団体支援を検討
- ・家事（洗濯や掃除）や子育て（保育園への送迎など）のサービス創設を検討
- ・自治体、ハローワーク、地域若者サポートステーションによる就労の支援

③認知度向上

- ・2022年度から3年間に「集中取組期間」に設定、ヤングケアラーという言葉の認知度を中高生で5割に
- ・全世代を対象に認知度調査を実施